資料 2

# 事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方について<br/> <これまでの議論を踏まえて考えられる論点(案) >

#### 【現行の制度の徹底】

- 特化則や有機則などで義務となっている措置についても、十分に実施していない中小企業があるという現状を踏まえ、法令が適用されることを知らない事業者や遵法意識の低い事業者へのアプローチも含め、こうした中小企業に必要な対策を徹底するためには、どのような取組・支援が効果的と考えられるか。また、労働者に対する意識啓発・周知をより確実に浸透させるためにどのような取組が考えられるか。
- リスクアセスメントの実施率が半数程度にとどまる中、実施しない理由として「実施方法が分からない」、「人材がいない」が多い現状も踏まえ、実施率を上げるためにはどのような取組・支援が必要か。
- リスクアセスメントの結果に基づく措置について、特化則等の特別規則の対象物質以外について も義務となっている衛生基準に基づく措置(有害原因の除去、ガス等の発散の抑制、呼吸用・皮膚 障害等防止用の保護具の備え付け等)を徹底するためには、どのような取組が必要か。
  - ※ 衛生基準に基づく措置の実施を促進するため、ガス等の発散の抑制(ガス、蒸気又は粉じんの 含有濃度が有害な程度にならないようにする)の判断基準を、ばく露限界値等を参考に国が明確 に示すことは効果的と考えられるか。
- 呼吸用保護具、保護手袋等の使用について、適切な選択、使用、管理等が確保されるようにする ためには、事業者、保護具メーカー、労働者それぞれの関係者において、どのような取組が必要か。

## 事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方について < これまでの議論を踏まえて考えられる論点(案) > (続き)

#### 【現行制度の課題への対応(制度見直しの要否の検討)】

- 管理濃度が大幅に低下する物質がある中で、作業場の濃度を管理濃度以下に保つことが技術的に 困難なケースが生じていることについて、どのように対応するべきか。(場の濃度管理だけでなく、 個人ばく露量を管理することでばく露を防止するという考え方はありうるか)
- 管理3の事業場の割合が増加する中、現行の仕組みでは作業環境測定の結果を行政に報告する義務はなく、行政が作業環境が劣悪な事業場に対して現場の調査や改善指導を行う契機がないことについてどう考えるか。
- 特化則、有機則等において、ばく露の程度に関わらず、それらの物質を取り扱う業務に常時従事する者に一律に義務づけられている特殊健康診断について、見直すべき点はあるか。(ばく露の程度に応じて実施する仕組みは考えられるか)
- 健康診断結果、作業の記録等を長期間保存しなければならない物質について、事業場における長期保存の困難性、ばく露から発症までの期間が長い物質に係る長期的健康管理や影響把握の重要性等を踏まえ、保存・活用方法などについて見直すべき点はあるか。(国や第三者機関で長期的に保存し、ビッグデータとして原因分析や予防対策に活用するようなことは考えられるか)
- がんなどの遅発性の職業性疾病について、その発生を行政が早期に把握することができるような 取組として考えられるものはあるか。

### 事業場における化学物質等の管理・対策と 中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方について <これまでの議論を踏まえて考えられる論点(案)>(続き)

#### 【個別規制と自主的な管理の整理】

- 現行の仕組みでは、個別に措置を定める特化則等の特別規則と、措置の内容は事業者に委ねられているリスクアセスメントが並立しており、国のリスク評価で規制が必要と判断された物質は、特別規則に追加する取組が進められているが、今後、こうした仕組みはどうあるべきか。
- SDSに基づくリスクアセスメントを基本とする自主的な管理を基軸とする仕組みを目指す場合は、 どのような留意点があり、どのような取組が必要か。
  - ・ 自主的な管理の仕組みにおいても、その適正性を確保するために遵守するべき基準等はあるか。 (例えば米国のTLVやPELのようなものは必要か)
  - 人材が十分とはいえない中小企業でも自主的な管理は実施可能か。
  - ・ 自主的な管理の実効性を高めるためには、人材育成を含めてどのような取組が必要か。
  - ・ 自主的な管理を基軸とする中では、特化則等の特別規則はどう位置づけるべきか。(特別規則 に基づく措置についても、一定の条件を満たした場合に、ばく露防止を図るための具体的な手段 を自主的に選択できるような仕組みは考えられるか)